

鹿屋市市民健康・スポーツ連携推進事業実施要綱の一部を改正する要綱  
鹿屋市市民健康・スポーツ連携推進事業実施要綱（令和3年鹿屋市告示第68号）  
の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「企業対抗」を「企業等対抗」に改め、同条第1項中「企業」を「企業その他団体（以下「企業等」という。）」に改め、同条第2項中「希望する企業」を「希望する企業等」に、「企業及びイベントに参加する従業員」を「チーム及びイベントに参加する選手」に改め、同条第3項、第4項及び第5項中「企業」を「企業等」に改める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。